

農業委員会からのお知らせ

◎農地賃借料情報の提供について

農業委員会では、農地の賃借料情報の提供を行っています。
この賃借料情報は、令和6年8月から令和7年7月までの過去1年間に農業委員会を通した賃貸借契約の状況について登米市全域と地域毎でそれぞれ算出しています。
また、この情報はあくまで目安です。今後、農地を貸し借りする方々は、これらを参考として双方で賃借料の協議をお願いします。

【登米市全域の平均額】 (10a当たり、100円未満四捨五入)

地域			平均額	最高額	最低額	データ数
登米市 全域	田	基盤整備地域	13,600 円	22,000 円	5,000 円	2,045件
		未整備地域	12,100 円	20,000 円	5,000 円	462件
	畑	全域	11,400 円	15,400 円	5,300 円	12件

【地域毎:田(水稻)平均額】 (10a当たり、100円未満四捨五入)

地域		平均額	最高額	最低額	データ数
迫	基盤整備地域	13,900 円	19,300 円	5,000 円	242件
	未整備地域	13,700 円	19,300 円	6,500 円	66件
登米	基盤整備地域	13,900 円	18,000 円	5,000 円	86件
	未整備地域	14,200 円	15,000 円	14,000 円	5件
東和	基盤整備地域	10,700 円	12,000 円	5,300 円	8件
	未整備地域	12,500 円	15,400 円	7,000 円	10件
中田	基盤整備地域	11,400 円	19,000 円	5,000 円	398件
	未整備地域	10,600 円	17,500 円	5,000 円	75件
豊里	基盤整備地域	14,900 円	17,000 円	11,000 円	156件
	未整備地域	10,000 円	17,000 円	3,000 円	38件
米山	基盤整備地域	14,500 円	20,000 円	5,000 円	546件
	未整備地域	11,900 円	20,000 円	5,000 円	137件
石越	基盤整備地域	13,100 円	20,000 円	8,800 円	198件
	未整備地域	12,700 円	20,000 円	5,000 円	38件
南方	基盤整備地域	14,300 円	22,000 円	10,000 円	406件
	未整備地域	12,200 円	19,900 円	8,000 円	90件
津山	基盤整備地域	データ無し			0件
	未整備地域	データ無し			0件

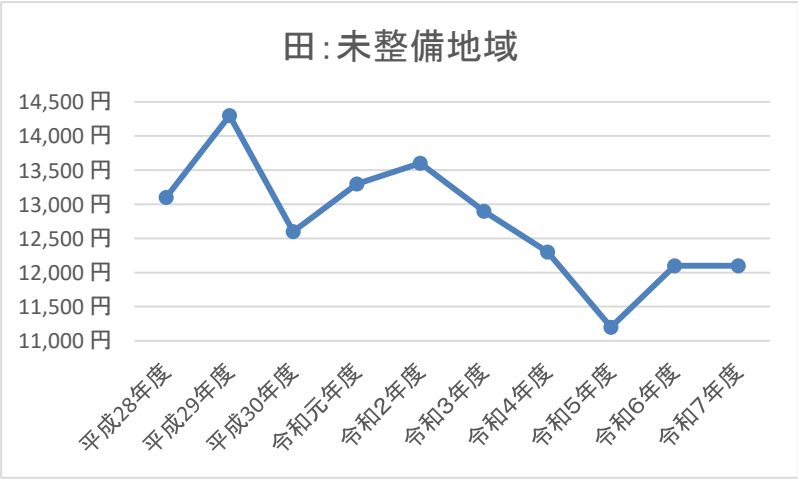
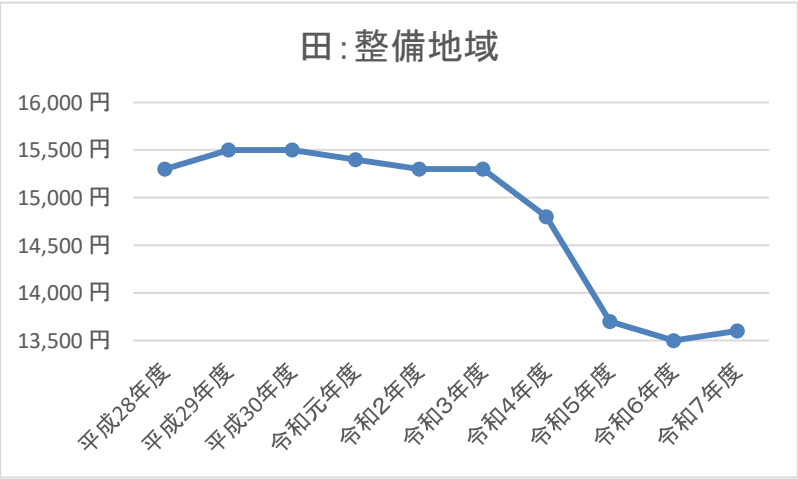
※ 注 釈 ※	・登米市全域と地域毎でそれぞれ算出しているためデータ件数が異なります。 ・全賃借料データの平均値の±70%を超えるものを除いたものです。 ・物納は除いています。令和6年8月から令和7年7月までの物納は131件で重量平均は70.3kgでした。 ・基盤整備地域は、30a区画程度以上の整備地域としています。 ・畑は、提供できる賃借料の情報が少ないため市全域で計算しています。 ・データ件数が少なく平均額に特徴が見られる地域があります。
------------------	---

◎農地賃借料の推移について

賃借料は、長期契約となるため、過去の賃借料(10年間の推移)について、以下のとおりお知らせします。

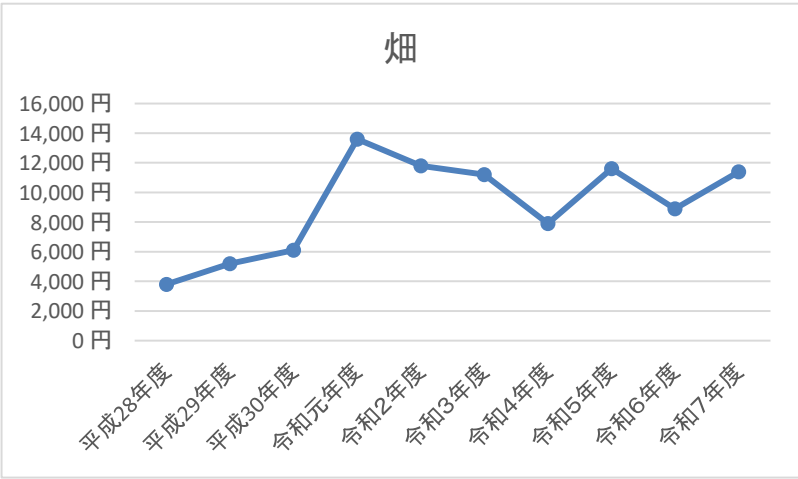
【田の部】 過去10年間の推移 (10a当たり、100円未満四捨五入)

公表年度	田	
	整備地域	未整備地域
平成28年度	15,300 円	13,100 円
平成29年度	15,500 円	14,300 円
平成30年度	15,500 円	12,600 円
令和元年度	15,400 円	13,300 円
令和2年度	15,300 円	13,600 円
令和3年度	15,300 円	12,900 円
令和4年度	14,800 円	12,300 円
令和5年度	13,700 円	11,200 円
令和6年度	13,500 円	12,100 円
令和7年度	13,600 円	12,100 円



【畑の部】 過去10年間の推移 (10a当たり、100円未満四捨五入)

公表年度	畑
平成28年度	3,800 円
平成29年度	5,200 円
平成30年度	6,100 円
令和元年度	13,600 円
令和2年度	11,800 円
令和3年度	11,200 円
令和4年度	7,900 円
令和5年度	11,600 円
令和6年度	8,900 円
令和7年度	11,400 円



登米市農業委員会

【問い合わせ】 農業委員会事務局 電話0220-34-2317

メールアドレス noui@city.tome.miyagi.jp

- 農地の売買・貸借・転用等の許可申請は、毎月10日が締め切りです。
- 農地を相続したときは、農業委員会へ届出が必要になります。